

上越市農地及び農業用施設維持管理支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたって適切に農地を利用することができるよう農村環境の整備を支援することにより、耕作放棄地の発生を防止し、持続可能な農業及び地域の活性化を実現するため、農地又は農業用施設の維持管理を行う団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 現に耕作している農地をいう。
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設として現に供用しているもののうち、次に掲げる施設をいう。
 - ア かんがい排水施設
 - イ 農業用道路
 - ウ 農地又は農作物の被害を防止するために必要な施設
 - エ ため池（農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第4条の規定による届出がされているもので、本市に存するおおむね1ヘクタール以上の農地を受益とするものに限る。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象者」という。）は、市内に存する団体で次に掲げるものとする。

- (1) 町内会
- (2) 農家組合
- (3) 用水組合
- (4) 土地改良区
- (5) その他市長が必要と認める団体

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる農地及び農業用施設（以下「補助対象施設」という。）は、本市に存する補助対象施設で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請を行う年度において、国、県その他公共的団体の補助金（多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次

官依命通知) 第4の2に定める資源向上支払交付金を除く。)の交付対象となっていない補助対象施設

- (2) 本市が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に基づき定めた地域計画(目標地区)において、耕作することが計画されている農地又は当該農地を耕作するために必要な農業用施設
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 補助対象施設の維持修繕に係る事業
- (2) その他市長が必要と認める事業
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業に要した経費で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事費(施工業者に発注して補助対象事業を実施する場合に限る。)
- (2) 原材料費(補助対象者が自ら補助対象事業を実施する際に購入した原材料に係る費用に限る。)
- (3) 機械等借上費(補助対象者が自ら補助対象事業を実施する際に借り上げた機械等に係る費用(オペレーターに係る費用を含む。))に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める経費
(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、次に掲げる補助対象施設の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 農地 10万円
- (2) 農業用施設 30万円

2 補助金の交付は、一の年度において、一の補助対象施設につき1回を限度とする。
(交付申請書の添付書類)

第8条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 位置図(補助対象事業の実施箇所及び受益地を示したものに限る。)
- (2) 計画図
- (3) 補助対象事業の実施箇所に係る施工前の写真
- (4) 見積書の写し

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 完了図
- (2) 補助対象事業の実施箇所に係る施工後の写真
- (3) 領収書等の写しその他補助対象経費の支払を確認することができる書類
(概算払)

第10条 補助金は、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により、概算払をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。